

義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

義務教育費国庫負担金は、1985年の旅費、教材費の削減を始めに、1989年の恩給費、1993年の共済費追加費用、2003年には共済費長期負担金、公務災害補償基金負担金と段階的に削減されてきている。

現在学校事務職員及び栄養職員の給与費は国と県が負担しているが、その給与費を義務教育費国庫負担から削減しようとする動きが見られる。

給与費が削減された場合、現在の脆弱な地方財政では、給与費を負担することは難しく、危機的状況にある現在の地方財政に、更なるダメージを与え、地方の教育行政の存立を根底から揺るがし、学校現場を窮地に追い込むものである。

義務教育諸学校における学校事務職員及び栄養職員の給与費を国庫負担制度から除外することは、国の負担を地方へ転嫁するものであるのみならず、学校現場において、教師と同様重要な役割を担っている学校事務職員及び栄養職員の職務を軽視するものと言わざるを得ない。

いじめ、不登校、学級崩壊、青少年の非行などが社会問題化する今日の教育状況を考えた場合、むしろ教育予算の拡充こそが求められているのであり、給与費の削減は時代に逆行するものである。

よって、国家存立の中核をなす教育の重要性に鑑み、政府におかれましては、豊かな教育を実現するため、現行の義務教育費国庫負担制度を引き続き、堅持されると共に、教育予算の一層の充実を図るよう、下記事項について強く要請する。

記

- 1 豊かな教育を実現するため、教育予算を拡充すること。
- 2 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ学校事務職員（学校図書館司書を含む）及び学校栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。
- 3 30人以下学級、少人数制学級など、多様な学習ができる教職員定数配置を十分保障すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣